○総務省令第

号

電 波 法 (昭 和 + 五. 年 法 律 第 百三十 号) \mathcal{O} 規定に 基 づ き、 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 同 法 を実施 するた め、 無線 局 免許

8

る。

手 続 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ように 定

年 月 日

令

和

総務大臣 松本 剛明

無 線 局 免 許 手 続 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

無 線 局 免 許 手 続 規 則 昭 和 + 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 五. 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う ĺZ 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ ŋ 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 下 線 を 付 L た 部 分 たをこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 下 線 を 付 L た 部 分 0) ょ うに 改 め る。

改正前
別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第20条の6、第20条の9及
び第25条の2関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによる
ことができる。)
[様式同左]
[注1~16 同左]
17 [同左]
[(1)~(3) 同左]
(4) 施行規則附則第7項の規定により、当分の間、同規則第3条第1項第5号中「水域」
を「区域」として読み替えられて適用された携帯無線通信を行う無線局であつて、特定
無線局(施行規則第15条の2第1項第2号に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖
沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。)に係る申請の
場合は、運用を予定している地表又は水面からの最高高度及び他の無線局の運用を阻害
するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。
[(5)~(9) 同左]
[18~29 同左]

附

則

この省令は、 公布の日から施行する。